

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律の一部改正）

第十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

第五条の二の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払つた又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十八条、第九十条及び第九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第五条の二の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」と、同条第六項中「社会保険料控除」とあるのは「社会保険料控除（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第五条の二の二第一項に規定する保険料に係るものを除く。）とする。」とする。

257 省 略

（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に關する調査（当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に關する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に關す

（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

第五条の二の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払つた又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十八条、第九十条及び第九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第五条の二の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

257 同 上

（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に關する調査（当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に關する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に關す

る帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三から第十条の三の三までにおいて同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の十三第一項並びに第十三条第五項第二号及び第十号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 省 略

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、
搜索又は差押え等）

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面又は電磁的記録がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思考するものの差押え又は電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定し、てするものに限る。）をいう。以下この条、第十条の三の三及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限る、搜索をすることができる。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

る帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の十三第一項並びに第十三条第四項第二号及び第十号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 同 上

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、
搜索又は差押え等）

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思考するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限る、搜索をすることができる。

二 電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）
同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

3| 前二項の場合において、急速を要するときは、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を提供させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。

4| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は前項の許可状（以下この条及び次条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項に規定する相手国等の書面又は電磁的記録を提出しなければならぬ。

5| 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

6| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7| 第四項の規定による請求があつた場合において、地方裁判所の裁判官が許可状を発するとき、当該裁判官は、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名（法人（人格のない社団等を含む。第十三条第六項において同じ。）については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法並びに請求者の官職氏名、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付の年月日及び裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録した許可状を国税庁、国税局又は税務署の当該職員に発し

2| 前項の場合において、急速を要するとき、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は前項の許可状（以下この条及び次条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4| 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名（法人（人格のない社団等を含む。第十三条第五項において同じ。）については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付

なければならぬ。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならぬ旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず国税庁、国税局又は税務署の当該職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならぬ旨

8| 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

9| 地方裁判所の裁判官は、第二項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならぬ。

10| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員に提供して、臨検、搜索、差押え又は電磁的記録提供命令をさせることができる。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項に規定する相手国等の書面又は電磁的記録がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の発付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

しなければならぬ。

5| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関係があると認めると足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 省略

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託)

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二第一項の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置、第十条の三の臨検、搜索、差押え若しくは電磁的記録提供命令、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託については、この法律に特別の定めがあるものほか、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十条の五 省略

2 省略

9 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれらの規定により届出書を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十条の九第六項並びに第十三条第五項第三号及び第五号において同じ。)により提供することができる。この

場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関係があると認めると足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 同上

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託)

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二第一項の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置、第十条の三の臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押え、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託については、この法律に特別の定めがあるものほか、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十条の五 同上

2 同上

9 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれらの規定により届出書を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十条の九第六項並びに第十三条第四項第三号及び第五号において同じ。)により提供することができる。この

場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項、第四十九条第一項第二号、第五十三号並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第二百五条、第一百七十七条及び第二百二十五条並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十五条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七十七条、第二百二十九条第六項並びに第三百三十九条を除く。）、第二百五十一条、第二百五十一条の二、第二百五十二条（第一項を除く。）、第二百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで、第八十二条第一項及び第八十六条の規定（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第二百二十二条並びに国税徴収法第三十九条、第五十三条及び第五十四条の規定）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

省略	第七十九条 第二項第四 号イ												
省略	納付												
省略	任意提供	又は証券の提供をいう 。第四号イ及び第八十 九条の三第二項第一号 (換価執行決定の取消 し)において同じ。)											

同上													
同上													
同上		又は証券の提供をいう 。第八十九条の三第二 項第一号(換価執行決 定の取消し)において 同じ。)											

省略	第一百五十九条第一項
省略	<p>納税義務がある者と認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章（犯罪事件の調査及び処分）の規定による差押え、電磁的記録提供命令若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による押収（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百一十一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号口に</p>
省略	<p>所轄国税局長等が租税条約等実施特例法第十条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）</p>

同上	同上
同上	<p>納税義務がある者と認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章（犯罪事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税</p>
同上	同上

掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二款（定義）に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処

についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認められる金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者

5
14 省略

(罰則)

第十三条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が、同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分^{（一）}の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増

省略	省略	省略			分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者
省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	

5
14 同上

(罰則)

第十三条

共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分^{（一）}の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又は

同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	

加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたとき。

二 正当な理由がなく、第十一条第四項において準用する国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定による命令に違反したとき。

2 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項第一号の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて第一項第一号又は前項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 正当な理由がなく、第十条の三第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

5
57 省略

これを併科する。

2 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4
46 同上